

今すぐ
無料相談！

有効期間：2026年3月末まで
発行：行政書士事務所羅針舎

その一通が、残された家族を守る。

公正証書遺言

公正証書遺言は、

確実

安心

遺言・相続に関するお悩み、まずはご相談ください。

遺言は「財産が多い人だけのもの」ではありません

- 遺言がないことで相続が難しくなることがあります
- 普通のご家庭でも相続で揉めることがあります
- 子どもがいない方・独身の方はご相談ください
- 死後の手続き（死後事務）も対応しています

自治会や施設などでセミナー
講演のご依頼も承っております。

お問い合わせ

☎ 070-8958-7892

までお電話ください。



LINE無料相談

行政書士事務所羅針舎

兵庫県尼崎市南塚口町1丁目26番28号南塚口ビル301号
代表・申請取次行政書士 小田晃司



ホームページ

川西・猪名川
尼崎・伊丹

よくあるご質問

Q. 自分で書いた遺言と何が違うのですか？

A. 自筆証書遺言は、ご本人が手軽に作成できる反面、書き方や内容に不備があると無効になる可能性や、紛失・改ざんなどのリスクがあります。また、相続開始後に家庭裁判所での検認手続きが必要です。

一方、公正証書遺言は、公証人が内容や形式を確認し証人立ち会いのもと作成され、原本が公証役場に保管されます。そのため形式不備のリスクが低く、検認手続きも不要です。

Q. 証人とは何ですか？

A. 公正証書遺言を作成する際には、必ず2名の証人の立ち会いが必要です。

これは、遺言が本人の意思で正しく作成されたことを確認するための制度です。証人は内容を理解し、遺言者の意思を尊重して立ち会う重要な役割を担います。

※未成年者、推定相続人などは証人になれません。

Q. 高齢の親でも対応できますか？

A. もちろん対応可能です。ご家族からの代理連絡も歓迎しています。行政書士が内容を整理し、公証役場との調整を行います。

ただし、公正証書遺言作成の当日には、必ずご本人による意思確認が必要となります。

また、ご本人が入院中などで公証役場に出向くことが難しい場合には、公証人と証人が病院や施設へ出張し、その場で公正証書を作成することもできます。

状況に応じて柔軟に対応いたしますので、ご安心ください。

遺言書作成に係る基本料金

29,800円(税込32,780円)～

全国最安値級



行政書士 小田晃司

兵庫県行政書士会 第23302813号
神戸大学卒

「相続で家族が困る姿を見たくない」

元市役所職員として20年以上、地域の暮らしを支える仕事に携わってきました。

亡き後に家族が揉めないこと。子どもがいない方や独身の方が、最期まで尊厳をもって生き、亡くなった後も周囲に迷惑をかけないこと。

そのために、遺言や死後の手続き、後見まで含めた終活支援を行っています。